

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の185以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の136.5以上100分の225以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の101以上100分の112.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122以上100分の136.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の89.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の109.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の81以下</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の100以下</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47以上</u>（特定幹部職</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の122.5以上100分の205以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の146.5以上100分の245以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の111以上100分の122.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の132以上100分の146.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の99.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の119.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の91以下</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110以下</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52以上</u>（特定幹部職</p>

<p>員にあつては、<u>100分の57以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の43.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の41.5以下</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の51.5以下</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>員にあつては、<u>100分の62以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46.5以下</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の56.5以下</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。